

# 中津市 公園施設長寿命化計画

2019年3月

中津市 建設部

## 1. 都市公園整備状況

(2019年2月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
26	44.41ha	5.27㎡

## 2. 計画期間（西暦） [2019年度～2028年度（10箇年）]

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
15	6		1	1				2		1		26

### ②選定理由

「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園及び緑地）」ならびに「中津市が管理しているその他の公園・緑地」として、中津市が管理する26公園を対象とする。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
110	164	796	118	31	34	91

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1,240	0	5	2,589

※輪止めは1式にて計上

### ②これまでの維持管理状況

公園施設に関しては都市計画課職員により日常点検ならびに施設の維持保全が行われている。一部公園については指定管理者による、清掃・保守・修繕が行われている。遊戯施設に関しては、上記以外に年3回の目視点検を実施し、危険箇所が発見された場合には、緊急度の高いものから補修・更新（撤去、新設）を実施している。

### ③選定理由

本市の公園においては、開設後平成24年度に計画を策定し、施設状況を見ながら財政的に可能な範囲で施設の大規模補修更新を実施している。しかしながら、計画策定から5年が経過し、撤去、更新等による施設内容の変化や、計画の実施内容に齟齬が生じているため、今後も計画的な補修・更新を行うことを目的に長寿命化計画の見直しを行った。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

・点検調査実施：2018年9月～2019年2月

・点検結果の概要

健全度調査は、予防保全型管理を行う候補とした173施設（398基）について、公園施設長寿命化計画策定指針（案）に則り実施した。

※施設数と基数が異なるのは、照明灯等の同型施設を統合して計上しているため。

施設種別	施設数	A	B	C	D	備考
a. 一般施設	53	29	17	7	0	
b. 遊具等	101	5	63	33	0	
c. 土木構造物	3	1	1	0	1	
d. 建築物	13	3	10	0	0	
e. 各種設備	3	2	1	0	0	

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位としては、「健全度判定」から設定した「緊急度判定」ならびに子供の利用が多いことから遊戯施設を優先して設定した。

## 7. 対策内容と実施時期

### ① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

#### 1. 一般施設等、土木構造物等、建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

#### 2. 遊具等

- ・ 日常点検（年 3 回程度）及び年 1 回実施する遊具の定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。  
施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 年 1 回実施する点検の結果を健全度調査として活用し、遊具等の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

#### 3. その他設備等

- ・ 法で定める年 1 回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

『安全性の確保』『機能の確保』『ライフサイクルコストの縮減』の観点から、以下に示す事項を基本方針とする。

### 安全性の確保

#### 【予防保全型管理施設】

- ・出来るかぎり健全度がBの段階で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・遊具等、その他設備等日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・100 m<sup>2</sup>を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。
- ・上記以外の公園施設（一般施設、土木構造物、建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・健全度判定に基づき、安全性の確保が急がれる施設を優先的に更新する。
- ・更新時期が過ぎた施設は、健全度判定結果を考慮し、更新を計画する。

#### 【事後保全型管理施設】

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検により安全性を確保し、劣化が顕著になった段階で更新する。
- ・舗装については、劣化や損傷が顕著となった段階で、施設（箇所）毎に判断し更新する。

### 機能性の確保

- ・全市や地域における公園の位置づけを整理する。
- ・市民が求める機能を提供し得る公園施設を中心に、長寿命化計画を進める。

### ライフサイクルコストの縮減

- ・予防保全型管理候補施設を対象にライフサイクルコストの縮減効果を検証する。
- ・ライフサイクルコスト縮減効果が認められる施設について、予防保全型管理を実施する。

## 8. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2023年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

公園の利用状況を考慮しつつ、施設のリニューアルや機能集約等に向けた検討を行う予定である。